

セマングム事業の推進及び支援に関する特別法

2012年12月11日 法律第11542号 新規制定
2013年3月23日 法律第11690号 最新改正

所管：国土交通部地域政策課

第1章 総 則

第1条(目的) この法律は、セマングム事業地域を環境親和的先端複合用地として開発、利用及び保全することにより、国土均衡発展と国家競争力の強化に資することを目的とする。

第2条(定義) この法律で使用する用語の意味は、次のとおりとする。

一 「セマングム事業地域」とは、セマングム防潮堤の完成により形成される防潮堤及び防潮堤の内側の土地、湖沼その他大統領令で定める地域をいう。

二 「セマングム事業」とは、セマングム事業地域を総合的かつ体系的に開発する総合開発事業であって、次の各目の事業をいう。

ア. 「農漁村整備法」第2条第四号による農漁村整備事業

イ. 「産業立地及び開発に関する法律」第2条第九号による産業団地開発事業

ウ. 「観光振興法」第2条第六号及び第七号による観光地及び観光団地開発事業

エ. 「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第六号及び第十一号による基盤施設の設置事業及び都市・郡計画事業

オ. 「環境政策基本法」第29条による環境保全施設事業

カ. 「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」第2条第一号及び第二号によるエネルギー設備事業

キ. その他セマングム事業地域を環境親和的先端複合用地として開発、利用及び保全するための事業であって大統領令で定める事業

ク. ア目からキ目までの規定に該当する事業を行うための「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第2条第四号によるウ有水面埋立事業

三 「基本計画」とは、セマングム事業地域を開発するための長期計画として、将来の需要予測に基づき土地用途を定めて、開発のための総合開発計画を樹立することをい

う。

四 「土地用途」とは、セマングム事業地域の土地に対する用途として、その用途を農業用地、複合都市用地、産業用地、科学・研究用地、新・再生エネルギー用地、環境・生態用地、観光・レジャー用地、農村都市用地、後背都市用地及びその他大統領令で定める用地等に区分したものをいう。

五 「セマングム湖」とは、セマングム防潮堤の完成により形成される湖水をいう。

六 「外国人」とは、「外国人投資促進法」第2条第1項第一号による外国人をいう。

七 「外国人投資企業」とは、「外国人投資促進法」第2条第1項第六号による外国人投資企業をいう。

八 「公共施設」とは、「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第十三号による公共施設をいう。

九 「原形地」とは、セマングム開発事業の実施計画承認を受けて埋立した土地であつて、敷地造成工事をしない状態の土地をいう。

第3条(他の法律との関係) この法は、セマングム事業に適用される規制特例に関し他の法律に優先して適用する。ただし、他の法律にこの法の規制特例より緩和された規定がある場合には、その法律で定めるところによる。

第4条(他の計画との関係) この法によるセマングム事業の基本計画及び実施計画は、他の法律による開発計画に優先する。ただし、「国土基本法」第6条第2項第一号による国土総合計画及び「軍事基地及び軍事施設保護法」による計画に対しては、この限りでない。

第5条(国家及び地方自治体の責務) 国家及び地方自治体は、セマングム事業を円滑かつ効率的に推進するために相互に協力しなければならない、セマングム事業の成功的推進のために努めなければならない。

2 国家及び地方自治体は、セマングム事業が安定的に推進されるように財源調達計画等を樹立して、必要な財源が反映されるように努めなければならない。

第2章 セマングム事業の施行等

第6条(基本計画の樹立等) 第34条によるセマングム開発庁の長（以下「開発庁長」という。）は、セマングム事業を効果的に推進するために基本計画を樹立しなければならない、社会的、経済的条件変化等必要に応じて基本計画を変更することができる。

2 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

- 一 開発事業の概要及び目標
- 二 空間構造及び主要計画指標

- 三 土地用途別配置計画
- 四 基盤施設拡充計画
- 五 土地利用計画等用地造成計画
- 六 水質管理計画
- 七 段階別事業推進計画
- 八 年次別財源調達対策
- 九 その他大統領令で定める事項

3 開発庁長は、第1項により基本計画を樹立又は変更しようとするときは、関係行政機関の長と協議した後、第33条第1項によるセマングム委員会（以下「セマングム委員会」という。）の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項の変更は、この限りでない。

4 全羅北道知事は、基本計画に関する事項を開発庁長に提案することができる。この場合、開発庁長は基本計画を樹立又は変更しようとするときは、これを反映することができる。

第7条(広域基盤施設設置計画の樹立等) 開発庁長は、基本計画に従い、土地用途相互間で相互に連係させ、又はセマングム事業地域とその他の地域を連係する道路、鉄道、港湾、水道、空港等大統領令で定める広域単位の基盤施設を設置する計画（以下「広域基盤施設設置計画」という。）を樹立又は変更することができる。

2 開発庁長は、広域基盤施設設置計画を樹立又は変更するためには、関係行政機関の長と協議した後、セマングム委員会の審議を経なければならない。

第8条(事業施行者の指定等) 開発庁長は、次の各号の者の中からセマングム事業の施行者を指定する。この場合、開発事業を効率的に施行するために必要な場合には、開発事業のうち公有水面埋立事業の施行者を別に指定することができる。

- 一 国家及び地方自治体
- 二 「公共機関の運営に関する法律」による公共機関
- 三 「地方公企業法」による地方公企業
- 四 資本金等大統領令で定める資格要件を備えた民間投資家
- 五 第一号から第四号までの規定に該当する者が共同出資して設立した法人

2 開発庁長は、第1項第一号から第三号までの者（以下、この条及び第14条で「公共施行者」という。）がセマングム地域の効率的開発のために協約を締結した場合、大統領令で定めるところにより共同事業施行者として指定することができる。

3 公共施行者は、開発事業を効率的に施行するために必要な場合には、大統領令で定めるところにより、開発事業の一部を次の各号のいずれかに該当する者に代行させることができる。

- 一 第1項第二号による公共機関
- 二 第1項第三号による地方公企業
- 三 第1項第四号による民間投資家
- 四 公共施行者が第1項第四号による民間投資家と共同で設立した法人
- 五 開発事業で造成される土地に入居する者

第9条(用途別開発基本計画の承認等) 第8条第1項により指定された事業施行者は、基本計画及び広域基盤施設設置計画により次の各号の事項を含む用途別開発基本計画(以下「開発計画」という。)を作成して開発庁長の承認を受けなければならない。開発計画を変更する場合もまた同じ。

- 一 開発計画の概要
- 二 事業施行者
- 三 埋立事業計画(段階別事業計画を含む。)
- 四 人口収容
- 五 土地利用計画及び交通処理計画
- 六 景観及び公園・緑地計画
- 七 道路、上・下水道等基盤施設設置計画
- 八 環境保全計画
- 九 開発事業の施行期間及び段階別施行計画
- 十 財源調達計画
- 十一 開発地区中「国土の計画及び利用に関する法律」第51条第1項による地区単位計画区域の指定が必要な地域
- 十二 その他大統領令で定める事項

2 開発庁長は、開発計画を承認又は変更承認しようとするときは、関係行政機関の長と協議した後、セマングム委員会の審議を受けなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合は、この限りでない。

3 開発庁長は、開発計画を承認しようとする場合、承認前に開発計画内容のうち「環境影響評価法」第2条第一号による戦略環境影響評価の対象になる開発事業が含まれている場合には、同法第11条から第16条による戦略環境影響評価書の作成及び協議を実施しなければならない。

4 開発庁長が第1項及び第2項により開発計画を承認又は変更承認したときは、大統領令で定めるところにより、これを告示して関係書類の写しを関係地方自治体の長に送付しなければならない。この場合、関係書類の写しの送付を受けた関係地方自治体の長は、一般人が閲覧することができるようにしなければならない。

第10条(開発計画承認の効果) 開発計画が承認又は変更承認されたときは、その開発計画

の内容に次の各号の樹立、承認又は変更がそれぞれあったものとみなす。

- 一 「農漁村整備法」第8条による農業生産基盤整備事業基本計画の樹立
- 二 「観光振興法」第51条による圏域計画の樹立又は変更
- 三 「国土の計画及び利用に関する法律」第22条の2による市・郡都市・郡基本計画の樹立又は変更及びこれに関する道知事の承認(用途別基本計画樹立地域に対する都市基本計画変更案を作成して道知事に提出して承認を受けた場合に限る。)
- 四 「河川法」第25条による河川基本計画の変更
- 五 「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第22条又は第27条による公有水面埋立基本計画の樹立又は変更
- 六 「景観法」第11条による景観計画の承認又は変更承認
- 七 「沿岸管理法」第12条による沿岸統合管理計画及び沿岸管理地域計画の変更
- 八 「水道法」第4条による首都整備基本計画の変更
- 九 「下水道法」第6条による下水道整備基本計画の変更

2 第9条第4項により承認又は変更承認の告示をしたときは、同条第1項第十一号に該当する地域は、地区単位計画区域に指定及び告示されたものとみなす。

第11条(用途別開発実施計画の承認等) 事業施行者がセマンダム事業を施行しようとする場合には、大統領令で定めるところにより、用途別開発実施計画(以下「実施計画」という。)を作成して開発庁長の承認を受けなければならない。これを変更する場合もまた同じ。この場合、実施計画は土地用途別の全部又は一部に対し、埋立、敷地造成等段階的に樹立することができる。

2 実施計画には次の各号の事項が含まなければならない。ただし、第2条第二号ク目による公有水面埋立事業の場合には、第六号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号の事項を含めないことができる。

- 一 候補地域の名称、位置及び面積
- 二 開発事業の基本方向及び必要性
- 三 事業施行者の姓名(法人である場合には法人の名称及び代表者の姓名)・住所
- 四 事業施行期間及び開発方法
- 五 事業計画の平面図及び設計図書
- 六 土地利用に関する計画(産業誘致及び主要な事業施設設置計画を含む。)
- 七 「国土の計画及び利用に関する法律」第49条により樹立された地区単位計画(第10条第2項により地区単位計画区域に指定・告示されたものとみなす地域に限る。)
- 八 環境管理に関する計画
- 九 基盤施設の設置計画
- 十 財源調達計画及び年次別投資計画
- 十一 造成土地の処分計画書

十二 景観及び公園・緑地に関する計画

十三 その他大統領令で定める事項

3 開発庁長が実施計画を承認又は変更承認しようとするときは、大統領令で定めるところにより、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合は、この限りでない。

4 事業施行者が第1項により実施計画を承認を受けようとする場合には、あらかじめ「環境影響評価法」第22条及び第42条による環境影響評価を受けなければならない。

5 開発庁長が実施計画を承認又は変更承認をしたときは、大統領令で定めるところにより、これを告示して、全羅北道知事及び事業施行者に通知して関係書類の写しを送付しなければならない。

6 第5項により実施計画の承認の通報を受けた全羅北道知事は、大統領令で定めるところにより、一般人が承認・告示された実施計画を確認できるように措置しなければならない。

第12条(事業の施行) 事業施行者が事業を施行しようとする場合には、この法に規定された内容を除いては、「観光振興法」、「国土の計画及び利用に関する法律」、「農漁村整備法」、「都市開発法」、「社会基盤施設に対する民間投資法」、「産業立地及び開発に関する法律」、「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」、「外国人投資促進法」、「地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律」、「環境政策基本法」等関係法律(以下「関係法律等」という。)で定める手続きに従う。

第13条(行為等の制限) セマングム事業地域(「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第28条により公有水面埋立免許を受けた地域を除く。)で建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更、土石の採取、土地分割及び物を積み上げる行為等大統領令で定める行為をしようとする者は、市長・郡守の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合もまた同じ。

2 次の各号のいずれかに該当する行為は、第1項にかかわらず、許可を受けずに行うことができる。

一 災害復旧又は災難収拾に必要な応急措置のためにする行為

二 その他大統領令で定める行為

3 第1項により許可を受けなければならない行為であつて、法律第4118号農村近代化促進法を改正する法律第96条及び法律第3901号公有水面埋立法を改正する法律第9条の2による事業施行及び実施計画の認可及び告示当時既に関係法令により行為許可を受けた行為又は許可を受ける必要がない行為に関し、その工事又は事業に着手した者は、大統領令で定めるところにより、市長・郡守に申告した後継続して施行することができる。

4 市長・郡守は、第1項に違反した者に対し原状回復を命じることができる。この場合、

命令を受けた者がその義務を履行しない場合には、市長・郡守が「行政代執行法」により代執行することができる。

5 第1項による許可に関しこの法で規定する事項を除いては、「国土の計画及び利用に関する法律」第57条から第60条まで及び第62条を準用する。

6 第1項により許可を受けた場合には、「国土の計画及び利用に関する法律」第56条により許可を受けたものとみなす。

7 この法施行後「地方自治法」第4条により地方自治体の名称及び管轄区域が確定するまでは、第1項から第6項までの規定による市長・郡守の権限を開発庁長が代行することができる。

第14条(「公有水面の管理及び埋立に関する法律」に関する特例) 第11条により実施計画が承認された場合には、「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第28条により埋立免許を受けた埋立地、埋立予定地又は竣工認可を受けた埋立地(「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第35条により協議又は承認を受けた場合を含む。)の埋立目的は、同法第48条及び法律第5911号公有水面埋立法を改正する法律附則第3条にかかわらず、関係法律等で定める用途に埋立目的が変更されたものとみなす。

2 セマングム事業地域の埋立目的が変更された場合には、「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第35条第2項にかかわらず、埋立工事の竣工検査を受ける前に事業施行者に埋立に関する権利を譲渡することができる。

3 事業施行者が第2項により埋立に関する権利を譲り受けたときは、「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第28条により埋立免許を受けたものとみなす。

4 公共施行者が自らの財源で実施計画承認を受けて土地を造成した場合「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第46条第1項第二号から第四号までを適用せず、その土地は事業施行者に帰属する。

第15条(他人の土地への立入り等) 事業施行者は、セマングム事業の施行のために必要な場合には、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を材料積置場若しくは臨時通路として一時使用することができ、特に必要な場合には、木、土、石その他の障害物を変更又は除去することができる。

2 第1項の場合には、「国土の計画及び利用に関する法律」第130条第2項から第9項まで、第131条、第144条第1項第二号、同項第三号及び同条第3項を準用する。この場合、「都市・郡計画施設事業の施行者」は「事業施行者」に読み替える。

3 第1項及び第2項は、セマングム事業に関する関係行政機関の公務員又は関係機関・団体の職員であつて国土交通部長官又は開発庁長の許可を受けた公務員又は職員に対してもこれを準用する。〈改正 2013. 3. 23〉

第 16 条 (損失補償) 第 15 条第 1 項又は第 3 項による行為により損失を受けた者があるときは、事業施行者、国土交通部長官又は開発庁長がその損失を補償しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

2 第 1 項による損失補償に関しては、「国土の計画及び利用に関する法律」第 131 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合、損失補償に関する裁決の管轄土地収用委員会は中央土地収用委員会とする。

第 17 条 (他の法律による認・許可等の擬制) 事業施行者が実施計画の承認を受けた場合には、次の各号の該当法律による許可・認可・申告・決定・指定・免許・協議・同意・解除又は審議等(以下「認・許可等」という。)を受けたものとみなし、開発庁長又は市・道知事が関係法律等で定める手続により実施計画を承認・告示した場合には、次の各号の該当法律による認・許可等の告示又は公告があったものとみなす。

- 一 「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第 11 条による排出施設に対する設置許可及び変更許可・申告
- 二 「建設技術管理法」第 5 条による建設技術審議委員会の審議
- 三 「建築法」第 4 条による建築委員会の審議、同法第 11 条による建築許可、同法第 14 条による建築申告、同法第 16 条による許可・申告事項の変更、同法第 20 条による仮設建築物の建築許可・築造申告、同法第 29 条による建築協議及び同法第 83 条による工作物の築造申告
- 四 「骨材採取法」第 22 条による骨材採取の許可
- 五 「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第 8 条による公有水面の占用・使用許可、同法第 10 条による協議又は承認、同法第 17 条による実施計画の承認(埋立免許を受けた埋立予定地を除く。)、同法第 28 条による公有水面の埋立免許、同法第 33 条による免許告示、同法第 35 条による協議又は承認及び同法第 38 条による公有水面埋立実施計画の承認・告示
- 六 「公有財産及び物品管理法」第 20 条による使用・収益許可
- 七 「観光振興法」第 15 条による事業計画の承認、同法第 52 条による観光地・観光団地の指定、同法第 54 条による観光地・観光団地造成計画の承認及び同法第 55 条による造成事業施行の許可
- 八 「国有財産法」第 30 条による行政財産の使用許可
- 九 「国土の計画及び利用に関する法律」第 30 条による都市・郡管理計画の決定、同法第 56 条による開発行為の許可、同法第 59 条による開発行為の審議、同法第 86 条による都市・郡計画施設事業施行者の指定、同法第 88 条による実施計画の認可及び同法第 91 条による実施計画の告示
- 十 「農漁村整備法」第 23 条による農業生産基盤施設の目的他使用承認及び同法第 82 条による農漁村観光休養団地開発事業計画の承認

- 十一 「農地法」第31条による農業振興地域等の変更・解除及び同法第34条による農地転用の許可・協議、同法第35条による農地の転用申告及び第36条による農地の他用途一時使用許可協議
- 十二 「道路法」第5条による再び管理庁との協議又は承認(「道路法」第16条による管轄区域外路線の認定、同法第17条による路線認定の公告、同法第24条による道路区域の決定、同法第34条による管理庁以外の者に対する道路工事の施行許可、同法第38条による道路の占有許可及び同法第49条による道路に接する区域の指定に関するものに限る。)
- 十三 「都市開発法」第3条による都市開発区域の指定、同法第4条による都市開発事業計画の樹立、同法第7条による住民等の意見聴取、同法第9条による都市開発区域指定の告示、同法第11条による都市開発事業施行者の指定(第8条第1項第四号の事業施行者を除く。)、同法第13条による組合の設立認可、同法第17条による都市開発事業に関する実施計画の認可及び同法第18条による実施計画の認可告示
- 十四 「都市公園及び緑地等に関する法律」第9条による公園緑地基本計画の樹立又は変更
- 十五 「都市交通整備促進法」第16条による交通影響分析・改善対策の検討
- 十六 「都市及び住居環境整備法」第28条による事業施行認可
- 十七 「物流施設の開発及び運営に関する法律」第9条による工事施行の認可、同法第22条による物流団地の指定及び同法第28条による物流団地開発実施計画の承認
- 十八 「私道法」第4条による私道開設許可
- 十九 「砂防事業法」第14条による伐採等の許可及び同法第20条による砂防地指定の解除
- 二十 「山林資源の造成及び管理に関する法律」第36条による国有林の立木伐採等の許可・申告
- 二十一 「産業立地及び開発に関する法律」第6条、第7条及び第7条の2による国家産業団地・一般産業団地及び都市先端産業団地の指定、同法第8条による農工団地の指定、同法第16条による産業団地開発事業施行者の指定、同法第17条による国家産業団地開発実施計画の承認、同法第18条による一般産業団地開発実施計画の承認、同法第18条の2による都市先端産業団地開発実施計画の承認、同法第19条による農工団地開発実施計画の承認及び同法第46条の6による賃貸専用産業団地の指定・運営
- 二十二 「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第13条第1項による工場設立等の承認
- 二十三 「山地管理法」第14条及び第15条による山地転用許可及び山地転用申告、同法第15条の2による山地一時使用許可・申告及び同法第25条による土石採取許可及び土砂採取申告
- 二十四 「消防施設工事業法」第13条第1項による消防施設工事の申告

- 二十五 「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」第7条による建築許可等の同意
- 二十六 「小河川整備法」第6条による小河川整備総合計画の承認、同法第10条による小河川工事の施行許可及び同法第14条による小河川占用の許可
- 二十七 「水道法」第17条による一般水道事業の認可、同法第49条及び第50条による工業用水道事業の認可、同法第52条による専用上水道設置の認可及び同法第54条による専用工業用水道設置の認可
- 二十八 「エネルギー利用合理化法」第10条によるエネルギー使用計画の協議
- 二十九 「流通産業発展法」第8条による大規模店舗の開設登録、同法第29条による共同集配センターの指定及び同法第34条による共同集配センター開発促進地区の指定
- 三十 「危険物安全管理法」第6条第1項による製造所等の設置許可
- 三十一 「自然災害対策法」第4条による事前災害影響性検討協議
- 三十二 「葬事等に関する法律」第8条による墳墓の改葬申告及び同法第27条による墳墓の改葬許可
- 三十三 「電気事業法」第7条による発電事業、送電事業、配電事業又は電気販売事業の許可及び同法第62条による自家用電気設備の工事計画の認可又は申告
- 三十四 「住宅法」第16条による事業計画の承認
- 三十五 「地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律」第38条の4による地域総合開発事業の施行者指定及び同法第38条の5による実施計画の承認
- 三十六 「測量・水路調査及び地籍に関する法律」第86条第1項による事業の着手、変更又は完了事実の申告
- 三十七 「集団エネルギー事業法」第4条による集団エネルギーの供給妥当性に関する協議
- 三十八 「体育施設の設置・利用に関する法律」第12条による事業計画の承認
- 三十九 「草地法」第21条の2による土地の形質変更等の許可及び同法第23条による草地転用許可
- 四十 「測量・水路調査及び地籍に関する法律」第15条第3項による地図等の刊行審査
- 四十一 「宅地開発促進法」第3条による宅地開発地区の指定、同法第7条による宅地開発事業の施行者指定等、同法第8条による宅地開発計画の樹立及び同法第9条による宅地開発事業実施計画の承認
- 四十二 「廃棄物管理法」第29条による廃棄物処理施設設置の承認又は申告
- 四十三 「下水道法」第11条による公共下水道(糞尿処理施設に限る。)の設置認可、同法第16条による公共下水道工事の施行許可及び同法第24条による公共下水道の占用許可
- 四十四 「河川法」第6条による河川管理庁との協議又は承認(「河川法」第30条によ

る河川管理庁以外の者の河川工事の許可及び同法第 33 条による河川の占用許可等に関するものに限る。)

四十五 「港湾法」第 9 条第 2 項による港湾工事施行の許可及び同法第 10 条第 2 項による港湾工事実施計画の承認

四十六 「国家統合交通体系効率化法」第 76 条による知能型交通体系施行計画の樹立及び第 79 条による実施計画の樹立・承認

四十七 「軍事基地及び軍事施設保護法」第 9 条による保護区域等の立入り許可及び第 13 条による行政機関許可等の協議

四十八 「大気環境保全法」第 23 条、「水質及び水生生態系保全に関する法律」第 33 条及び「騒音・振動管理法」第 8 条による排出施設設置の許可又は申告並びに「大気環境保全法」第 43 条による飛散物質の申告

四十九 「沿岸管理法」第 25 条による沿岸整備事業実施計画の承認

五十 「海洋環境管理法」第 84 条による海域利用協議及び第 85 条による海域利用影響評価

五十一 「酪農振興法」第 4 条による酪農地区の指定

五十二 「山林保護法」第 9 条第 1 項及び第 2 項第一号及び第二号による山林保護区域(山林遺伝資源保護区域を除く。)での行為の許可・申告並びに同法第 11 条第 1 項第一号による山林保護区域の指定解除

五十三 「国有林の経営及び管理に関する法律」第 9 条による国有林での伐採の承認又は同意

2 認・許可等の擬制を受けようとする事業施行者は、実施計画の承認又は変更承認を申請するときに当該法律で定める関連書類を共に提出しなければならない。

3 開発庁長は、関係法律等により実施計画の承認又は変更承認を行うに当たり、その内容に第 1 項各号のいずれかに該当する事項が含まれている場合には、関係行政機関の長とあらかじめ協議しなければならない。

4 第 3 項により開発庁長から協議を要請された関係行政機関の長は、協議要請を受けた日から 20 日以内に意見を提出しなければならないが、同期間中に意見提出がない場合には、意見がないものとみなす。

第 18 条(土地等の収用・使用) 事業施行者は、セマングム事業地域においてセマングム事業の施行のために必要な場合には、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 3 条による土地、物件又は権利(以下「土地等」という。)を収用又は使用(以下「収用等」という。)することができる。ただし、第 8 条第 1 項第四号及び第五号の事業施行者は、開発事業対象土地面積の 3 分の 2 以上に該当する土地を買収して、土地所有者総数の 2 分の 1 以上に該当する者の同意を受けなければならない。

2 第 11 条第 5 項による実施計画承認の告示があった場合には、「公益事業のための土地

等の取得及び補償に関する法律」第20条第1項及び第22条による事業認定及びその告示があったものとみなす。

3 土地等の収用等に関する裁決の管轄土地収用委員会は、中央土地収用委員会とする。

4 土地等の収用等に関しこの法に特別な規定がある場合を除いては、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」を準用する。

第19条(基盤施設の設置等) 電気・通信・ガス及び地域暖房施設の設置等に関しては、「都市開発法」第55条を準用する。

2 国家及び地方自治体は、セマングム事業地域の円滑な機能発揮のために必要な道路、空港、鉄道、港湾、上・下水道等大統領令で定める施設の設置費用を予算の範囲内で優先的に支援する。

第20条(竣工検査) 事業施行者は、セマングム事業の全部又は一部を完了した場合には、直ちに、大統領令で定めるところにより、開発庁長に工事竣工報告書を提出して竣工検査を受けなければならない。この場合、開発庁長は、大統領令で定める専門検査機関に竣工確認に必要な細部検査を依頼することができる。

2 開発庁長は、第1項による竣工検査をした後その工事が承認された内容のとおり施行されたと認める場合には、竣工検査証をその事業施行者に交付しなければならない。実施計画のとおり完了しない場合には、直ちに、補完施工等必要な措置を命じなければならない。この場合、開発庁長は、第17条第1項各号による認・許可等に対する竣工検査に関し関係行政機関の長とあらかじめ協議の下でなければならない。

3 第2項による竣工検査証の交付を受けた場合には、第17条第1項各号による認・許可等による当該事業の竣工検査又は竣工認可等を受けたものとみなす。

4 第2項による竣工検査証の交付を受ける前にセマングム事業により造成又は設置された土地及び施設を使用するためには、開発庁長に竣工前使用の許可を受けなければならない。

第21条(工事完了の公告) 開発庁長は、第20条第2項により事業施行者に竣工検査証を交付したときは、工事完了の公告をしなければならない。

第22条(造成土地等の供給) 事業施行者は、セマングム事業により造成された土地又は原形地(以下「造成土地等」という。)を供給しようとする場合には、造成土地等の供給計画を作成して開発庁長の承認を受けなければならない。供給計画を変更しようとする場合もまた同じ。

2 事業施行者は、原形地の供給を受けて開発しようとする者(以下「原形地開発者」という。)と供給契約を締結した後、原形地開発者から細部計画を提出させて、これを実施計画

の内容に反映しなければならない。

3 開発庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、原形地供給承認を取り消し、又は事業施行者に対しその履行の要求、原状回復又は損害賠償の請求、原形地供給契約の解除等必要な措置を講ずべきことを要求することができる。

- 一 事業施行者が第1項による原形地の供給計画のとおり土地を利用しない場合
- 二 原形地開発者が第2項による細部計画の内容のとおり事業を施行しない場合

4 事業施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合、大統領令で定めるところにより原形地供給契約を解除することができる。

- 一 原形地開発者が細部計画で定めた着手期限内に工事に着手しない場合
- 二 原形地開発者が工事着手後細部計画で定めた事業期間を越えて事業施行を遅延する場合
- 三 供給された土地の全部又は一部を事業施行者の同意なしに第三者に売却する場合
- 四 その他供給された土地を細部計画で定めた目的のとおり使用しない場合

5 造成土地等の供給計画の内容、供給の方法及び基準、価格決定方法、原形地開発者の選定基準、事業施行者及び原形地開発者の業務範囲及び契約方法その他必要な事項は、大統領令で定める。

第23条(前受金) 事業施行者は、造成土地等の供給を受けようとする者から、大統領令で定めるところにより、当該代金の全部又は一部をあらかじめ受けることができる。

2 事業施行者は、第1項により当該代金の全部又は一部をあらかじめ受けようとする場合には、開発庁長の承認を受けなければならない。

第24条(公共土地の備蓄) 政府は、長期的に公共の用途に必要な土地を土地用途別に備蓄・管理することができる。

2 第1項による備蓄土地の土地用途別規模及び用途は、セマングム委員会の審議を経て定め、備蓄及び管理に関する細部事項は大統領令で定める。

3 第1項による公共土地の備蓄に関し必要な事項は、この法で規定する事項を除いては、「公共土地の備蓄に関する法律」による。

第25条(公共施設等の帰属) 事業施行者がセマングム事業の施行により新たに公共施設（駐車場、運動場その他大統領令で定める施設を除く。以下、この条で同じ。）を設置した場合又は既存の公共施設に代替される施設を設置した場合、その帰属に関しては、「国土の計画及び利用に関する法律」第65条を準用する。

2 第1項による公共施設及び財産の登記においては、実施計画承認書及び竣工検査証をもって「不動産登記法」上の登記原因を証明する書面に代えることができる

第 26 条 (国公有地の処分制限等) セマングム事業地域内にある国家及び地方自治体所有の土地であってセマングム事業に必要な土地は、セマングム事業で定めた目的以外の目的に売却等処分することができない。

2 セマングム事業地域内にある国家及び地方自治体所有の財産であって、セマングム事業に必要な財産は、「国有財産法」及び「公有財産及び物品管理法」にかかわらず、事業施行者に対し随意契約の方法により売却等処分することができる。この場合、その財産の用途廃止(行政財産の場合に限る。)及び売却等処分に関しては、当該財産の管理庁があらかじめ関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

3 関係中央行政機関の長は、第 2 項後段による協議要請がある場合には、その要請を受けた日から 60 日以内に意見を通知しなければならない。

4 国家及び地方自治体は、セマングム事業地域内にある国有財産又は公有財産を事業施行者に売却する場合、開発条件を考慮して、大統領令で定めるところにより、長期分割納付等その条件を一部緩和することができる。

第 27 条 (事業施行者の指定取消等) 開発庁長は、事業施行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業施行者指定の取消、この法による承認の取消その他関連する工事の中止若しくは変更、施設若しくは物の改築、変更又は移転等を命じることができる。

- 一 虚偽その他不正な方法によりこの法による指定又は承認を受けた場合
- 二 事業施行者の帰責事由により予定工程に著しく達しない場合
- 三 天災地変その他重大な公益上の必要等の事情変更によりセマングム事業の継続的な施行が不可能になった場合
- 四 第 20 条第 2 項による補完施工等必要な措置命令に違反した場合
- 五 第 28 条第 1 項による報告又は資料提出命令に違反した場合

2 開発庁長は、第 1 項による処分又は命令をした場合には、大統領令で定めるところによりこれを告示しなければならない。

3 開発庁長は、第 1 項により事業施行者指定を取り消そうとする場合又はこの法による承認を取り消そうとする場合には、聴聞をしなければならない。

第 28 条 (報告・検査等) 開発庁長は、この法の施行のために必要な場合には、事業施行者に対し、セマングム事業の進行状況等に関する報告をさせ、又は資料の提出を命じることができ、所属公務員に事業施行者の事務室、事業場その他必要な場所に立入りさせて、セマングム事業に関する業務を検査させることができる。

2 第 1 項によりセマングム事業に関する業務を検査する公務員は、その権限を表示する証票を所持して、これを関係人に提示しなければならない。

3 第 2 項による証票に関し必要な事項は、国土交通部令で定める。〈改正 2013. 3. 23〉

第3章 セマングム事業地域の環境管理

第29条(セマングム事業地域の環境管理等) 環境部長官は、セマングム事業地域の環境汚染・毀損及びその危害を予防して、環境を適正に管理・保全するために、適正な環境保全対策を樹立して、これを施行しなければならない。

2 環境部長官は、セマングム事業地域の善良な管理のために、環境対策の履行に関する事項を点検して、水質環境モニタリング等を持続的に実施しなければならない。

3 環境部長官は、セマングム事業地域及び近隣地域から排出される汚染物質の流入によりセマングム事業地域の環境管理に悪影響のおそれがあると認める場合には、関係行政機関の長又は全羅北道知事に対し改善又は措置等を要求することができる。

4 海洋水産部長官は、セマングム事業地域から排出される汚染物質の海洋流入によりセマングム事業地域近隣海域の環境管理に悪影響のおそれがあると認める場合には、関係行政機関の長又は全羅北道知事に対し改善又は措置等を要求することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

第30条(水質汚染改善年次別投資計画) 国家及び地方自治体は、セマングム事業地域の水質汚染を事前に抑制して、汚染された水質(汚染源を含む。)を改善することができるよう、毎年度投資する計画(以下「年次別投資計画」という。)を樹立して、環境部長官に提出しなければならない。

2 環境部長官は、年次別投資計画を総合して、企画財政部長官及び国土交通部長官と協議して、その結果に対しセマングム委員会の審議を経なければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

3 年次別投資計画に含まなければならない事項は、大統領令で定める。

第31条(水使用負担金賦課等) 環境部長官は、セマングム水質改善事業の財源を造成するために、次の各号のいずれかに該当する者に対し、水使用量に応じ水使用負担金を賦課して徴収することができる。

一 セマングム湖の原水の供給を受ける者

二 セマングム事業地域内に「水道法」第3条第十一号による専用水道を設置する者

2 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、水使用負担金の賦課対象から除外する。

一 セマングム湖の原水を農業用水として使用する者

二 取水した原水をセマングム事業地域内の河川維持用水として使用する者

3 第1項による水使用負担金の算定方法、賦課・徴収方法及び納付手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

4 環境部長官は、別途の会計を設置して、水使用負担金を区分計理しなければならない。

5 水使用負担金は、大統領令で定めるところにより、セマングム委員会の審議を経て、

セマングム水質改善事業のために執行しなければならない。

第 32 条 (水質汚染源発生地域の指定・管理) 環境部長官は、セマングム事業地域に流入する汚水、糞尿及び畜産廃水による水質汚染防止並びにその汚染源解消のために、当該汚水、糞尿及び畜産廃水等水質汚染源の発生地域を関係行政機関の長との協議を経て、大統領令で定めるところにより、特別管理地域に指定して管理することができる。

2 環境部長官は、特別管理地域を指定する場合、年次別投資計画に含めて管理し、汚染源解消対策を樹立しなければならない。

3 環境部長官及び関係中央行政機関の長は、第 1 項により特別管理地域として指定された地域に対し水質改善及び汚染源解消のための技術的・財政的支援を行うことができる。

第 4 章 セマングム事業の推進機構

第 33 条 (セマングム委員会の設置及び運営) セマングム事業地域の効率的な開発、管理及び環境保全等重要事項を審議するために、国務総理所属下にセマングム委員会を置く。

2 セマングム委員会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 第 6 条による基本計画に関する事項
- 二 第 7 条による広域基盤施設設置計画に関する事項
- 三 第 9 条による開発計画に関する事項
- 四 第 22 条による造成土地等の供給に関する事項
- 五 第 24 条による公共土地の備蓄に関する事項
- 六 第 30 条による年次別投資計画に関する事項
- 七 第 31 条による水使用負担金に関する事項
- 八 第 37 条によるセマングム事業特別会計の管理・運用に関する重要な事項
- 九 第 61 条第 2 項による外国教育機関の承認に関する事項
- 十 第 62 条第 1 項による外国医療機関の許可に関する事項
- 十一 その他委員長が必要と認めて付議する事項

3 セマングム委員会は、委員長 2 人を含む 25 人以内の委員により構成する。

4 委員長は、国務総理及び大統領が委嘱する者とし、委員は次の各号の者とする。

- 一 関係中央行政機関の長
- 二 開発庁長
- 三 全羅北道知事
- 四 国務総理が委嘱する民間専門家等

5 第 3 項及び第 4 項によりセマングム委員会を構成するときは、委員の 3 分の 1 以上を農業・環境・海洋・都市・文化分野専門家等であって、セマングム事業地域の発展及び運営に尽くすことができる知識と経験が豊富な民間専門家とする。

6 セマングム委員会の効率的な運営及び支援のために幹事を置くものとし、国務調整室及びセマングム開発庁所属公務員の中から国務総理である委員長が指名する者とする。〈改正 2013. 3. 23〉

7 セマングム委員会は、その効率的運営のために必要な場合には、第2項による審議事項中大統領令で定める事項を審議するために分科委員会を置くことができる。

8 その他セマングム委員会及び分科委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第34条(セマングム開発庁の設置等) セマングム事業の円滑な推進と効率的な管理のために、国土交通部長官所属下にセマングム開発庁（以下「開発庁」という。）を置く。〈改正 2013. 3. 23〉

2 開発庁に庁長1名及び次長1名を置くものとし、庁長は政務職とし、次長は高位公務員団に属する特別職国家公務員とする。

3 開発庁の組織、運営その他必要な事項は、大統領令で定める。

第35条(開発庁長の業務) 開発庁長は、セマングム事業に関する政策の統合・調整・執行に関する次の各号の業務を遂行する。

- 一 セマングム委員会の支援に関する事項
- 二 第6条による基本計画の樹立及び変更に関する事項
- 三 第7条による広域基盤施設及び附帯施設の設置及び管理
- 四 第8条による事業施行者の指定
- 五 第9条による開発計画の樹立及び変更並びに第11条による実施計画の承認及び変更
- 六 第13条によるセマングム事業地域での行為許可
- 七 第20条による竣工検査
- 八 第22条による造成土地等の供給計画の承認
- 九 第23条による前受金の承認
- 十 第37条によるセマングム事業特別会計の管理・運用に関する事項
- 十一 セマングム事業地域の災害及び災難の管理に関する事項
- 十二 セマングム事業地域への企業の投資誘致のための広報及び対外協力並びにその投資誘致のための支援
- 十三 セマングム事業地域内土地及びセマングム湖を利用した収益事業
- 十四 セマングム事業の総括・調整
- 十五 この法又は他の法律で開発庁長の業務として規定した業務
- 十六 その他大統領令で定める業務

第36条(役職員の派遣要請等) 開発庁長は、その業務遂行のために必要なときは、関係行

政機関所属の公務員及び関係機関・法人・団体等の役職員の派遣又は、兼任を要請することができる。

2 開発庁長は、その業務遂行のために必要なときは、関連分野の専門家を契約職公務員として置くことができる。

第5章 セマングム事業特別会計

第37条(特別会計の設置) セマングム事業の円滑な推進のために、セマングム事業特別会計を設置することができる。

第38条(会計の歳入と歳出) 会計の歳入は、次の各号のとおりとする。〈改正 2013. 3. 23〉

- 一 一般会計又は他の特別会計からの繰入金
- 二 「公共資金管理基金法」による公共資金管理基金又は他の基金からの繰入金及び預託金
- 三 セマングム事業地域の国有財産賃貸使用料、売却代金及び該当財産から発生するその他の収益金。ただし、第54条及び第55条により農林畜産食品部長官が施行・管理する土地及び施設で発生する収益金を除く。
- 四 出資金又は補助金
- 五 借入金
- 六 セマングム事業地域内の土地及びセマングム湖を利用した収益金。ただし、第54条及び第55条により農林畜産食品部長官が施行・管理する土地及び施設から発生する収益金を除く。
- 七 会計資金の融資回収金、利子収入金及びその他の収益金
- 八 その他収益事業の収益金

2 会計の歳出は、次の各号のとおりとする。

- 一 第2条第四号による用地の造成費用
- 二 第19条による基盤施設の設置及び維持管理費用
- 三 セマングム地域に立地する行政機関の庁舎等大統領令で定める公共施設の敷地買収、建築及び移転等に必要な費用
- 四 第1項第二号による預託金の元利金償還
- 五 第40条による借入れ金の元利金償還
- 六 セマングム事業の事業施行者に事業施行に必要な資金の出資又は融資
- 七 その他セマングム事業と関連して大統領令で定める支出

3 その他特別会計の設置、運用及び管理に関し必要な事項は大統領令で定める。

第39条(一般会計及び他の特別会計等からの繰入) 会計は、歳出財源を確保するために、

予算で定めるところにより、一般会計、他の特別会計又は基金から繰入を受けることができる。

第 40 条 (借入金) 会計の歳出財源が不足したときは、国会の議決を受けた金額の範囲内で会計の負担で長期借入をすることができる。

2 会計は、その支出のための資金が一時的に不足したときは、会計の負担で一時借入をすることができる。

3 第 2 項による一時借入金の元利金は、当該会計年度内に償還しなければならない。

第 41 条 (予備費) 会計は、予測できない予算以外の支出又は予算超過支出に充当するために、予備費として相当な金額を歳出予算に計上することができる。

第 42 条 (歳出予算の繰越) 会計の歳出予算中当該会計年度内に支出しない分は、「国家財政法」第 48 条にかかわらず、次の年度に繰り越しして使用することができる。

第 43 条 (余剰金の処理) 会計の決算上余剰金は、翌年度の歳入に繰り入れる。

第 6 章 セマングム事業のための支援

第 44 条 (負担金等の減免) 国家及び地方自治体は、セマングム事業を支援するために必要な場合には、「開発利益還収に関する法律」、「農地法」、「産地管理法」、「国土の計画及び利用に関する法律」、「公有水面の管理及び埋立に関する法律」、「河川法」、「草地法」、「都市交通整備促進法」、「自然環境保全法」、「環境改善費用負担法」及び「大都市圏広域交通管理に関する特別法」で定めるところにより、開発負担金、農地保全負担金、代替山林資源造成費、基盤施設設置費用、共有睡眠占用料・使用料、河川占用料・使用料、代替草地造成費、交通誘発負担金、生態系保全協力金、環境改善負担金及び広域交通施設負担金を減免し、又は賦課しないことができる。

第 45 条 (補助金交付等) 国家は、セマングム事業の円滑な推進のために、次の各号のいずれかに該当する場合には、「社会基盤施設に対する民間投資法」第 5 条による民間投資事業審議委員会の審議を経て、予算の範囲内で事業施行者に対し補助金を交付し、又は長期貸付をすることができる。

- 一 第 8 条による事業施行者である法人の解散を防止するためにやむを得ない場合
- 二 使用料を適正水準に維持するためにやむを得ない場合
- 三 民間資本誘致事業に含まれめ施設事業のうち、それ自体としては民間資本誘致事業として収益性が少ないものの、全体事業と共に施行されることにより、著しい工期短

縮又は経費節減等効率性を向上できる施設事業に対し、事前に補助金の交付又は長期貸付がなされなければ、当該民間資本誘致事業を円滑に施行することが困難であると判断される場合

第 46 条(土地・建物等の賃貸特例) 国家又は全羅北道は、必要と認める場合、外国人投資企業、外国教育機関、外国医療機関及び大統領令で定める先端産業企業、観光事業を行う企業に対し、大統領令で定めるセマングム事業地域の国公有の土地又は建物等を「国有財産法」第 35 条、第 46 条及び「公有財産及び物品管理法」第 21 条・第 31 条にかかわらず、50 年の範囲内で賃貸することができる。この場合、賃貸期間を 50 年の範囲内で延長することができる。

2 第 1 項により土地を賃借した者は、「国有財産法」第 18 条及び「公有財産及び物品管理法」第 13 条にかかわらず、賃借した土地の上に工場又はその他必要な永久施設を築造することができる。この場合、国家又は全羅北道は、当該施設の種類等を考慮して賃貸期間が終了するときにこれを国家又は全羅北道（チョルラブクト）に寄付し、又は原状回復して返還する条件を付さなければならない。

第 47 条(体育施設の設置・利用等に関する特例) 事業施行者は、セマングム事業のために必要な場合には、「体育施設の設置・利用に関する法律」第 11 条第 2 項にかかわらず、実施計画で定めた施設の設置及び敷地面積により開発事業を施行することができる。

第 48 条(民間資本誘致事業の支援) 国家及び地方自治体は、セマングム事業地域で民間資本誘致事業を施行する民間開発者に対し、「地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律」第 31 条により支援を行うことができる。

第 49 条(特別建築区域指定等に関する特例) 国土交通部長官は、セマングム事業のために必要と認める場合には、セマングム事業地域の一部を特別建築区域として指定することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

2 第 1 項による特別建築区域の指定及びその手続等に関しては、「建築法」第 69 条から第 77 条までの規定を準用する。

3 国土交通部長官は、「建築法」第 70 条にかかわらず、第 8 条第 1 項第四号の民間投資家が建築する建築物を特別建築区域で建築できる建築物に含めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

第 50 条(保全山地指定等に関する特例) 山林庁長は、セマングム事業地域の効率的な開発のために必要な場合には、「山地管理法」第 6 条第 3 項にかかわらず、セマングム事業地域の保全山地の指定を解除することができる。

第 51 条 (土地移動申請等に関する特例) この法施行後の「地方自治法」第 4 条による地方自治体の名称及び管轄区域の確定前までは、「測量・水路調査及び地籍に関する法律」第 2 条第十八号及び第 86 条にかかわらず、開発庁長を同法による地籍所管庁とみなす。

第 52 条 (地域・地区等の指定告示期間等に関する特例) この法施行後の地域・地区等の指定告示期間に関する事項は、「土地利用規制基本法」第 8 条にかかわらず、大統領令で別に定めることができる。

第 53 条 (地域企業の優待) 事業施行者は、大統領令で定める工事、物品、サービス等の契約を締結する場合には、全羅北道に主たる営業所を置く者を大統領令で定めるところにより優待することができる。

第 7 章 農地造成及び農業基盤施設管理

第 54 条 (農地造成等に対する特例) 農林畜産食品部長官は、土地用途のうち農業用地及び大統領令で定める土地用途に対しては、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 17 条、第 20 条から第 23 条まで、第 27 条及び第 28 条で定めた事業及び業務を直接施行することができる。この場合、第 6 条による基本計画に適合しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

2 第 1 項により農林畜産食品部長官が事業を直接施行できる農地等の区域は、大統領令で定める。〈改正 2013. 3. 23〉

第 55 条 (農業基盤施設等の維持管理義務) 農林畜産食品部長官は、この法によるセマングム事業地域の農業基盤施設、防潮堤、セマングム湖等の管理施設（以下「農業基盤施設等」という。）に対し善良な管理をしなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

2 農林畜産食品部長官は、セマングム事業地域の農業基盤施設等の善良な管理のために「韓国農漁村工事及び農地管理基金法」による韓国農漁村公社（以下「韓国農漁村公社」という。）等大統領令で定める公共機関を農業基盤施設等の管理者として指定することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

3 第 2 項により農業基盤施設等の管理者として指定された韓国農漁村公社等の公共機関は、農業基盤施設等の保護管理上必要と認めるときは、次の各号の措置を講じることができる。

- 一 管理する者以外の者の立入りの制限又は禁止
- 二 セマングム事業以外の目的で爆発物、有害物等を使用する行為の禁止
- 三 その他農業基盤施設等の維持管理目的を達成するために大統領令で定める行為

第 56 条 (農業基盤施設等の維持管理財源) 農林畜産食品部長官は、セマングム事業地域の農業基盤施設等の維持管理に使用される財源を次の各号で定める収入により造成することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

- 一 セマングム事業地域で農林畜産食品部長官が管理する土地・建物等の賃貸料
- 二 第 57 条による収益事業による収入金
- 三 その他大統領令で定める収入金

2 国家は、第 1 項による収入金で維持管理費用を充当できない場合には、これに対し必要な費用の一部を予算の範囲内で支援することができる。

3 農林畜産食品部長官は、大統領令で定めるところにより、農業基盤施設等の維持管理財源の運用・管理に関する事項を韓国農漁村公社等大統領令で定める公共機関に委託することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

第 57 条 (維持管理財源造成のための収益事業) 農林畜産食品部長官は、農業基盤施設等の維持管理財源を造成するために、セマングム事業地域で防潮堤及びその周辺敷地、農業用地並びにセマングム湖の一部を利用した収益事業を施行することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

2 農林畜産食品部長官は、第 1 項による収益事業を行うときは、あらかじめ開発庁長と協議しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

3 第 2 項による協議の対象及び手続は、大統領令で定める。

第 8 章 外国人及び外国人投資企業の投資条件改善

第 58 条 (税制及び資金支援) 国家及び地方自治体は、セマングム事業地域に入居する外国人投資企業（以下「入居外国人投資企業」という。）に対し「租税特例制限法」、「関税法」及び「地方税法」で定めるところにより国税、関税及び地方税を減免することができる。

2 地方自治体は、外国人投資企業を誘致するために、入居外国人投資企業に賃貸する敷地の造成、土地等の賃貸料減免、医療施設・教育施設・住宅等各種外国人便宜施設の設置に必要な資金を支援することができる。

3 国家は、地方自治体が第 2 項により資金を支援する場合、大統領令で定めるところによりこれを支援しなければならない。

4 国家及び地方自治体は、「国有財産法」、「公有財産及び物品管理法」、その他の他の法令にかかわらず、入居外国人投資企業に対し国公有財産の賃貸料を大統領令で定めるところにより減免することができる。

5 国家及び地方自治体は、「国有財産法」、「公有財産及び物品管理法」、その他の他の法令にかかわらず、入居外国人投資企業に対し国家及び地方自治体が所有する国公有財産を随意契約で使用・収益許可、貸付又は売却をすることができる。

第 59 条 (外国人に対する住宅供給) 「住宅法」第 2 条第七号による事業主体がセマングム事業地域で民営住宅を建設して供給する場合には、大統領令で定める者であって無住宅者である外国人(「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第 2 条第一号の在外同胞を含む。)に対しその建設量の 100 分の 10 の範囲内で特別供給することができる。ただし、全羅北道知事の承認を受けた場合には、100 分の 10 を超過して特別供給することができる。

第 60 条 (外国語サービスの提供) 国家及び地方自治体は、セマングム事業地域の入居外国人投資企業及び外国人の便宜増進のために公文書を外国語で発刊・受付・処理する等外国語サービスを提供しなければならない。

2 第 1 項によるサービスの提供範囲及び方法その他必要な事項は、大統領令で定める。

第 61 条 (外国教育機関の設立・運営等) 外国学校法人は、「私立学校法」第 3 条にかかわらず、教育部長官の承認を受けてセマングム事業地域に外国教育機関を設立することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

2 教育部長官は、第 1 項により外国教育機関を承認しようとする場合には、セマングム委員会の審議を経なければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

3 第 1 項により外国教育機関を設立できる外国学校法人の資格、外国教育機関の承認条件及び外国教育機関の設立と運営に関し必要な事項は、「経済自由区域及び済州(チェジュ)国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」を準用する。

4 国家は、国民がセマングム事業地域にある外国教育機関に入学しようとする場合、外国居住要件等を理由として入学を制限してはならない。

5 国家及び地方自治体は、セマングム事業地域に設立される外国教育機関に対し敷地の買収、施設の建築又は学校の運営に必要な資金を支援し、又は敷地を供与することができる。

6 セマングム事業地域に所在する学校であって、国際関係又は外国の特定地域に関する教育等に国際化した専門人材の養成を目的とする高等学校(以下「国際高等学校」という。)の場合、「初等・中等教育法」第 21 条、「教育公務員法」第 6 条、第 32 条第 1 項及び「私立学校法」第 52 条、第 54 条の 4 第 1 項、第 3 項にかかわらず、大統領令で定めるところにより任用資格、任用期間、給与、勤務条件、業績及び成果等契約条件を定めて教育過程運営に必要な外国人教員を任用することができる。

7 国際高等学校に対しては、「初等・中等教育法」第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 29 条及び第 46 条を適用しないことができる。

8 国際高等学校の長は、「初等・中等教育法」第 47 条にかかわらず、中学校卒業以上の学歴があると認められる外国人の入学を許容することができる。

第 62 条 (外国医療機関又は外国人専用薬局の開設) 外国人又は外国人が医療業を目的として設立した「商法」上の法人であって次の各号の要件を全部備えた法人は、「医療法」第 33 条第 2 項にかかわらず、保健福祉部長官の許可を受けてセマングム事業地域に外国医療機関を開設することができる。この場合、外国医療機関の種別は、「医療法」第 3 条による病院、歯科病院、療養病院及び総合病院とする。

一 セマングム事業地域に所在すること

二 「外国人投資促進法」第 5 条第 1 項による外国人投資比率が 100 分の 50 以上であること

三 その他資本金の規模等大統領令で定める事項を充足すること

2 外国人は、保健福祉部長官に登録する場合、セマングム事業地域に外国人専用薬局を開設することができる。

3 保健福祉部長官は、第 1 項により外国医療機関を許可する場合には、セマングム委員会の審議を経なければならない。

4 この法により開設された外国医療機関又は外国人専用薬局は、「医療法」又は「薬事法」により開設された医療機関又は薬局とみなす。

5 第 1 項及び第 2 項により開設された外国医療機関又は外国人専用薬局は、「国民健康保険法」第 42 条第 1 項にかかわらず、同法による療養機関とみなさない。

6 外国の医師、歯医者、薬剤師、看護師又は医療技師資格を有する者は、保健福祉部長官が定める基準に適合した場合、セマングム事業地域に開設された外国医療機関又は外国人専用薬局に従事することができる。この場合、外国の医師、歯科医師、看護師又は医療技師資格を有する者は、「医療法」第 2 条又は「医療技師等に関する法律」第 3 条で許容される種別業務範囲を逸脱することはできない。

7 外国人専用薬局に従事する薬剤師は、内国人を対象に医薬品の調剤又は販売をすることができない。ただし、外国医療機関で処方せんを発給を受けた内国人に対しては、医薬品を調剤又は販売することができる。

8 外国人専用薬局開設者は、施設の内外部に外国人専用薬局であることを内国人が知ることができるように表示しなければならない。

9 この法で定めるほか、外国医療機関又は外国人専用薬局の開設・運営に関しては、「医療法」、「薬事法」又は別に定める法律による。

第 63 条 (外国人専用カジノ業許可等の特例) 文化体育観光部長官は、セマングム事業地域でカジノ業の許可を受けようとする者が外国人投資をしようとする場合であって次の各号の要件を全部備えた場合には、「観光振興法」第 21 条にかかわらず、同法第 3 条第 1 項第五号によるカジノ業（外国人専用カジノ業に限る。）の許可をすることができる。

一 セマングム事業地域での観光事業に投資しようとする外国人投資金額が米合衆国貨幣 5 億ドル以上であること

二 投資資金が刑の確定判決により「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」第2条第四号による犯罪収益等に該当しないこと

三 土地用途が観光・レジャーを目的とする地域であること

四 その他投資家の信用状態等大統領令で定める事項を充足すること

2 第1項によるカジノ業の許可を受けようとする者は、大統領令で定めるところにより文化体育観光部長官に許可を申請しなければならない。

3 第1項によるカジノ業の許可に関し営業の場所及び開始時期等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

4 第1項によりカジノ業の許可を受けた者は、営業を開始する前までに「観光振興法」第23条第1項による施設及び器具を備えなければならない。

5 文化体育観光部長官は、第1項による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可を取り消さなければならない。

一 第1項第一号による投資を履行しない場合

二 投資資金が刑の確定判決により「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」第2条第四号による犯罪収益等に該当することとなった場合

6 第1項による許可を受けた者は、「観光振興法」第11条にかかわらず、カジノ業の運営に必要な施設の経営を他人に委託することができる。この場合、経営を委託された者は、「観光振興法」第22条による欠格事由に該当してはならない。

7 この法で定めるほか、カジノ業の許可等に関しては、「観光振興法」による。

第64条(外国放送の再送信) セマングム事業地域を放送区域とする総合有線放送事業者は、「放送法」第78条の2第7項にかかわらず、大統領令で定める範囲内で外国放送を再送信する地域及びチャンネルの数を構成・運用することができる。

第65条(外国人子供専用子供の家の設置等) 国家・地方自治体又は「社会福祉事業法」第16条による社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)は、外国人子供の効果的な保育のためにセマングム事業地域に外国人子供専用子供の家を設置・運営することができ、国家及び地方自治体は、社会福祉法人に対し支援することができる。この場合、外国人子供専用子供の家の設置・運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第66条(外国大学教育過程設置等) 外国大学(「高等教育法」第2条第一号及び第四号による大学又は専門大学に相応する外国教育機関をいう。以下同じ。)は、「高等教育法」第2条各号による学校の中に外国大学教育過程(外国大学が設置・運営する学位過程又は非学位過程をいう。以下、この条で同じ。)を設置・運営することができる。

2 外国大学教育過程の設置・運営に関しては、「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」の外国教育機関設立・運営に関する規定を準用す

る。

第 67 条(経常取引による支給) セマングム事業地域での大統領令で定める規模以下の経常取引による代価は、取引当事者間において「外国為替取引法」第 3 条第 1 項第四号による対外支給手段により直接支給することができる。

第 9 章 補 則

第 68 条(財源の年次別調達計画等) 開発庁長は、第 6 条第 2 項第八号により土地用途別開発事業に必要な年次別調達計画及び細部投資計画を樹立して施行しなければならない。

第 69 条(都市・郡計画に関する特例) セマングム事業地域では、「国土の計画及び利用に関する法律」の規定にかかわらず、開発庁長が都市・郡基本計画を樹立又は変更して国土交通部長官がこれを承認する。この場合、同法を適用するに当たり、「特別市長・広域市長・特別自治市長・特別自治道知事・市長又は郡守」は「開発庁長」に読み替える。〈改正 2013. 3. 23〉

2 セマングム事業地域では、「国土の計画及び利用に関する法律」の規定にかかわらず、開発庁長が都市・郡管理計画(用途区域の指定又は変更に関する計画を除く。)を立案及び決定する。この場合、同法を適用するに当たり、「国土交通部長官」は「開発庁長」に読み替える。〈改正 2013. 3. 23〉

3 「国土の計画及び利用に関する法律」により当該地方自治体の条例で定める事項に関し、開発庁長は、セマングム事業地域の特性を考慮して全部又は一部に対し別に定めて告示することができる。この場合、開発庁長の告示は、セマングム事業地域で当該地方自治体の条例とみなす。

4 セマングム事業地域では、「国土の計画及び利用に関する法律」による地方都市計画委員会に代えて開発庁にセマングム事業地域都市計画委員会を置く。この場合、同法を適用するに当たり、「市・道知事、市長・郡守又は区庁長」は「開発庁長」に、「市・道又は市・郡・区」は「開発庁」にそれぞれ読み替える。

5 セマングム事業地域では、「国土の計画及び利用に関する法律」にかかわらず、開発庁長が都市・郡計画施設事業施行者を指定して都市・郡計画施設事業実施計画を認可する。この場合、同法を適用するに当たり、「国土交通部長官」は「開発庁長」に読み替える。〈改正 2013. 3. 23〉

第 70 条(都市・郡計画施設建設等に関する特例) セマングム事業地域で次の各号により市・道知事、市・道教育長、市長・郡守が遂行する事務は、開発庁長がこれを遂行する。この場合、「市・道知事、市・道教育長、市長・郡守」は「開発庁長」に、「地方自治体」

は「開発庁」にそれぞれ読み替える。

- 一 「国家統合交通体系効率化法」第74条による知能型交通体系地方計画樹立等に関する事務
- 二 「国家空間情報に関する法律」第7条による国家空間情報政策施行計画樹立等に関する事務
- 三 「国土の計画及び利用に関する法律」第44条による共同溝の設置・管理等に関する事務
- 四 「公共交通の育成及び利用促進に関する法律」第7条による地方公共交通計画樹立等に関する事務
- 五 「都市ガス事業法」による都市ガス事業等に関する事務
- 六 「文化芸術振興法」第9条による建築物に対する美術作品設置及び手続等に関する事務
- 七 「文化財保護法」、「埋蔵文化財保護及び調査に関する法律」による文化財保護等に関する事務
- 八 「小河川整備法」による小河川の整備・利用・管理及び保全等に関する事務
- 九 「旅客自動車運輸事業法」第4条による旅客自動車運送事業(市内バス及び地域内バス運送事業に限る。)の免許又は登録等に関する事務
- 十 「屋外広告物等管理法」第3条、第4条、第7条、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3、第13条、第15条、第17条及び第20条による屋外広告物等の管理等に関する事務
- 十一 「駐車場法」第19条による付設駐車場設置等に関する事務
- 十二 「地方教育自治に関する法律」第20条第5号及び第32条、「乳児教育法」第8条及び第18条、「初等・中等教育法」第4条及び第6条による幼稚園及び小・中・高等学校設置等に関する事務
- 十三 「河川法」による河川の指定・管理・使用及び保全等に関する事務

2 第1項により事務を遂行するときに地方自治体の条例で定める事項は、セマングム事業地域の特性を考慮して開発庁長が別に定めて告示することができる。この場合、開発庁長の告示は、セマングム事業地域における当該地方自治体の条例とみなす。

第71条(「建築法」及び「建築基本法」に関する特例) セマングム事業地域で「建築法」及び「建築基本法」を適用するに当たり、同法の規定により市・道知事又は市長・郡守・区庁長が遂行する事務は、開発庁長が遂行する。

2 開発庁長は、第1項により市・道知事又は市長・郡守・区庁長の事務を遂行したときは、当該市・道知事又は市長・郡守・区庁長にその内容を通知しなければならない。

3 「建築法」の規定にかかわらず、第1項により開発庁長が遂行する事務は、開発庁に置く建築委員会で調査・審議する。

4 第3項による建築委員会の構成、運営及び審議対象等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

5 建築法令及び建築基本法令により当該地方自治体の条例で定める事項に関し、開発庁長は、セマングム事業の特性を考慮して全部又は一部に対し別に定めて告示することができる。この場合、開発庁長の告示は、セマングム事業地域における当該地方自治体の条例とみなす。

第72条(住宅建設事業等に関する特例) セマングム事業地域で「住宅法」第16条・第17条・第24条・第24条の3・第29条・第38条・第38条の2・第38条の4・第91条及び第93条を適用に当たり、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が遂行する事務は、開発庁長が遂行する。

第73条(民間投資事業の特例) 「社会基盤施設に対する民間投資法」第2条第四号にかかわらず、開発庁長は、セマングム事業推進に関し、関係法令により当該社会基盤施設事業の業務を掌握する行政機関の長とみなす。

第74条(権限の委任及び委託) この法による開発庁長の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を全羅北道知事に委任することができる。

2 この法による全羅北道知事の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を市長・郡守に委任ことができ、第1項により委任された全羅北道知事の権限は、開発庁長の承認を受けて、その一部を市長・郡守に再委任することができる。

3 この法による農林畜産食品部長官及び開発庁長の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を韓国農漁村公社に委託することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

4 この法による環境部長官及び開発庁長の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を「韓国環境公団法」による韓国環境公団に委託することができる。

第10章 罰 則

第75条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は、5千万ウォン以下の罰金に処する。

- 一 第62条第6項に違反して許容された医療関係者種別業務範囲を逸脱した者
- 二 第62条第7項に違反して外国医療機関で処方せんを発給を受けない内国人を対象に医薬品の調剤又は販売をした者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2013. 3. 23〉

- 一 第13条第1項による許可若しくは変更許可を受けずに建築物の建築等の行為をした

- 者又は不正な方法により許可若しくは変更許可を受けた者
- 二 第 20 条第 1 項による竣工検査を受けない者又は同条第 4 項による竣工前使用の許可を受けずに土地又は施設を使用した者
 - 三 第 22 条第 1 項により原形地供給計画の承認を受けずに原形地を供給した者又は不正な方法により供給計画の承認を受けた者
 - 四 第 61 条第 1 項に違反して虚偽その他不正な方法により外国教育機関の承認を受けた者
 - 五 第 61 条第 1 項に違反して教育部長官の承認なしに学生を募集した者又は学校の名称を使用して施設を事実上学校の形態で運営した者
- 3** 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 千 500 万ウォン以下の罰金に処する。
- 一 第 27 条第 1 項による処分又は命令に違反した者
 - 二 第 28 条第 1 項による報告若しくは資料提出をしなかった者又は虚偽の報告若しくは、資料提出をした者
 - 三 第 62 条第 8 項に違反して外国人専用薬局の表示をしない者

第 76 条(両罰規定) 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は個人の業務に関し第 75 条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関し相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

第 77 条(過怠料) 第 64 条に違反して外国放送の再送信地域及びチャンネルの数を構成・運営した者に対しては、2 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

2 第 28 条第 1 項による検査を拒否又は妨害した者に対しては、1 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

3 第 1 項及び第 2 項による過怠料は、大統領令で定めるところにより、開発庁長が賦課・徴収する。この場合、第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところにより未来創造科学部長官が賦課・徴収することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

附 則<第 11542 号、2012. 12. 11>

第 1 条(施行日) この法は、公布後 9 月が経過した日から施行する。

第 2 条(地方自治体の名称・区域調整等による特例) 「地方自治法」第 4 条によりセマングム事業地域に対する地方自治体の名称及び管轄区域が確定する前までは、第 17 条による

認・許可等の権限は、開発庁長が代行する。

第3条(経済自由区域に関する特例)①「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」の規定にかかわらず、第2条第1号及び大統領令で定める地域に位置する経済自由区域に対しは同法第27条の2による“経済自由区域の行政機構”は“開発庁”に読み替える。

②「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」の規定にかかわらず、同法を適用するに当たり、“特別市長・広域市長・道知事又は、特別自治道知事”は“開発庁長”に読み替える。

第4条(一般的経過措置) この法施行当時、従前の「セマングム事業促進のための特別法」による許可・処分・委任・委託その他の行為及び行政機関に対する行為等は、それに該当するこの法による行政機関の行為又は行政機関に対する行為等とみなす。

第5条(セマングム総合開発計画に関する経過措置) この法の施行当時従前の「セマングム事業促進のための特別法」により樹立されたセマングム総合開発計画は、第6条による基本計画とみなす。

第6条(公有水面埋立免許に関する経過措置) この法の施行前に公有水面埋立免許を受けたセマングム事業地域中第2条の農業用地及び環境・生態用地に対しては、「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第28条による公有水面埋立免許を受けたものとみなす。

第7条(公有水面埋立に関する権利の譲渡に関する経過措置) この法の施行当時従前の「セマングム事業促進のための特別法」により譲渡された埋立に関する権利は、第14条第2項により譲渡されたものとみなす。

第8条(事業施行者指定、開発基本計画及び開発実施計画承認に関する経過措置) この法の施行当時従前の「セマングム事業促進のための特別法」により事業施行者指定、用途別開発基本計画の承認、用途別開発実施計画の承認を受けた農業用地、観光用地等の開発事業は第8条による事業施行者指定、第9条による開発計画の承認、第11条による実施計画の承認等がそれぞれあったものとみなす。

第9条(用途別中央行政機関で行った業務に関する経過措置) この法の施行当時従前の「セマングム事業促進のための特別法」により用途別中央行政機関の長が行った計画樹立等の業務は、開発庁長が行ったものとみなす。

第10条(罰則に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する罰則の適用は、従前の規定による。

第11条(予算に関する経過措置等)①この法の施行当時従前の「セマングム事業促進のための特別法」による用途別中央行政機関の予算は、この法及び「国家財政法」により関係する会計及び開発庁の予算に振り替える。

②第1項にかかわらず、企画財政部長官は、該当予算を関係する会計等に振り替えずに、従前の例により執行することができる。

③開発庁設立後最初に開始される会計年度の開発庁の会計に関する「国家財政法」第31条による予算要求書は、従前の「セマングム事業促進のための特別法」によるセマングム事

業推進企画団が作成することができる。

第 12 条 (他の法令との関係) この法の施行当時他の法令で従前の「セマンダム事業促進のための法律」又はその規定を引用している場合に、この法にそれに該当する規定があるときは、従前の規定に代えて、この法の該当規定を引用したものとみなす。

附 則 (政府組織法) <第 11690 号 2013. 3. 23>

第 1 条 (施行日) この法律は、公布した日から施行する。～ 第 2 項は略 ～

第 2 条 ～ 略 ～

ないし

第 7 条 ～ 略 ～

(以 上)